（書面申請による同一の情報の提供）

第十七条　［１・２　略］

３　第一項の書面は、規則第八条第一項の規定にかかわらず、日本産業規格Ａ列四番の丈夫な用紙とする。ただし、Ａ列四番の用紙に代えて、Ｂ列四番の用紙とすることを妨げない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（書面申請による同一の情報の提供）

第十七条　［１・２　同上］

３　第一項の書面は、規則第八条第一項の規定にかかわらず、日本工業規格Ａ列四番の丈夫な用紙とする。ただし、Ａ列四番の用紙に代えて、Ｂ列四番の用紙とすることを妨げない。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第十八号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、証人等の被害についての給付に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（昭和三十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第二十五号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（刑事確定訴訟記録法施行規則の一部改正）

第二条　刑事確定訴訟記録法施行規則（昭和六十二年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一、別記様式第二、別記様式第四、別記様式第五及び別記様式第七の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省・厚生労働省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

厚生労働大臣　根本　匠

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第二十四号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条　旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条　この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され又は作成された通知書、許可証その他の文書の効力については、なお従前の例による。

○法務省・国土交通省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

国土交通大臣　石井　啓一